

令和2年7月2日

「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」（令和2年）につきまして、下記のとおり誤りがありましたので訂正します。

訂正前のものをダウンロードしている方は、当該部分の訂正または最新版への差し替えをお願いします。

記

【145ページ】

（○覚醒剤原料取扱いの手引き（本文））

3 譲渡証・譲受証（法第30条の10）

(1) 譲渡証・譲受証の交付

正	誤
③ 第2 譲受・譲渡 <u>1(2)①及び②、2(1)①及び②</u> の場合には、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要がありません。	③ 第2 譲受・譲渡 <u>2(1)及び(2)</u> の場合には、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要がありません。